

京都市文化財建造物保存技術研修センター条例（平成15年6月6日条例第5号）

最終改正:平成31年4月1日条例第2号

改正内容:平成31年4月1日条例第2号〔令和4年1月1日〕

○京都市文化財建造物保存技術研修センター条例

平成15年6月6日条例第5号

改正

平成17年12月26日条例第69号

平成26年3月25日条例第129号

平成31年4月1日条例第2号

京都市文化財建造物保存技術研修センター条例

（設置）

第1条 市民の文化の向上及び発展に資するため、文化財建造物（建造物である文化財（文化財保護法第2条第1項に規定する文化財をいう。以下同じ。）をいう。）その他の文化財を保存するための技術（以下「保存技術」という。）の継承に資する活動その他の活動の用に供するための施設を次のように設置する。

名称 京都市文化財建造物保存技術研修センター

位置 京都市東山区清水二丁目205番地の5

（事業）

第2条 京都市文化財建造物保存技術研修センター（以下「センター」という。）においては、次の事業を行う。

- （1）保存技術の継承に資する研修、会議等のための施設の提供
- （2）保存技術に関する資料の展示のための施設の提供
- （3）保存技術に関する情報の提供
- （4）前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

（指定管理者による管理）

第3条 センターの管理は、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- （1）前条各号に掲げる事業に係る業務
- （2）センターの維持管理に係る業務
- （3）その他市長が必要と認める業務

（開所時間及び休所日）

第4条 センターの開所時間及び休所日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

開所時間 午前9時から午後5時まで

休所日 日曜日、月曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに1月2日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで

（利用の許可）

第5条 別表に掲げる施設を利用しようとするものは、指定管理者の許可を受けなければならない。

（利用制限）

第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、センターの利用を制限し、又は利用の許可を取り消すことができる。

- （1）他の利用者に迷惑を掛け、又は迷惑を掛けるおそれがあるとき。
- （2）管理上支障があるとき。

（利用料金）

第7条 利用の許可を受けたもの（以下「利用者」という。）は、指定管理者に対し、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

- 2 利用料金は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。
- 3 利用者は、電気、ガス又は水道を特別に使用したときは、指定管理者に対し、その実費を支払わなければならない。
- 4 利用者は、電話回線を使用したときは、指定管理者に対し、その料金に相当する額を支払わなければならない。

（利用料金の還付）

第8条 既に支払われた利用料金は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（利用料金の減免）

第9条 指定管理者は、市長が特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

（特別の設備）

第10条 利用者は、利用しようとする施設に特別の設備をしようとするときは、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、管理上必要があると認めるときは、利用者の負担において、必要な設備をさせ、又は必要な措置を講じさせることができる。

（地位の譲渡等の禁止）

第11条 利用者は、その地位を譲渡し、又は他人に利用させることができない。

（原状回復）

第12条 利用者は、センターの利用を終了し、又は利用の許可の取消しを受けたときは、速やかに原状に復して指定管理者の検査を受けなければならない。

(委任)

第13条 この条例において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

#### 附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、市規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(平成15年8月20日規則第48号で平成15年9月2日から施行)

(準備行為)

2 利用の許可の申請その他センターを供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

#### 附 則 (平成17年12月26日条例第69号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 京都市文化財建造物保存技術研修センター(以下「センター」という。)の利用に係る料金の承認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者にセンターの管理を行わせるために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

3 この条例の施行の日前に附則別表の左欄に掲げるこの条例による改正前の京都市文化財建造物保存技術研修センター条例(以下「改正前の条例」という。)の規定による許可の申請を行ったものであって、この条例の施行の際許可又は不許可の処分を受けていないものは、同表の右欄に掲げるこの条例による改正後の京都市文化財建造物保存技術研修センター条例(以下「改正後の条例」という。)の規定による許可の申請を行ったものとみなす。

4 この条例の施行の日前に附則別表の左欄に掲げる改正前の条例の規定による許可を受けたものは、同表の右欄に掲げる改正後の条例の規定による許可を受けたものとみなす。

附則別表

|        |         |
|--------|---------|
| 第4条    | 第5条     |
| 第9条第1項 | 第10条第1項 |

- 附 則（平成26年3月25日条例第129号）  
（施行期日）  
1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。  
（経過措置）  
2 この条例の施行の日前の申請に係る京都市文化財建造物保存技術研修センターの利用に係る料金については、なお従前の例による。
- 附 則（平成31年4月1日条例第2号）  
（施行期日）  
1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。  
（準備行為）  
2 この条例による改正後の京都市文化財建造物保存技術研修センター条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による京都市文化財建造物保存技術研修センターの利用に係る料金の承認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に当該料金を収受させるために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。  
（適用区分）  
3 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

別表（第7条関係）

| 区分           | 利用料金       |            |
|--------------|------------|------------|
|              | 午前         | 午後         |
| 第1会議室        | 円<br>4,810 | 円<br>6,390 |
| 第2会議室        | 6,600      | 8,800      |
| 第2資料室        | 7,430      | 9,950      |
| 実習室          | 7,430      | 9,950      |
| 製図室          | 2,400      | 3,140      |
| 第1研修室        | 1,780      | 2,400      |
| 第2研修室及び第3研修室 | 1,360      | 1,880      |

備考

- 1 「午前」とは午前9時から正午までを、「午後」とは午後1時から午後5時までをいう。
  - 2 この表に掲げる利用時間の区分を超えて施設を利用する場合の利用料金の上限額は、30分までごとに、その直前の利用時間の区分に係る利用料金の上限額の30分当たりの額とする。この場合において、当該金額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げる。
  - 3 開所時間の変更に伴い、利用時間の区分を変更する場合の利用料金の上限額は、この表に掲げる額との均衡を考慮して、その都度別に定める。
-